

八王子市立上柚木小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立上柚木小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは「決して許されない」「どの子供にも起こりうる」「だれもが加害者にも被害者にもなり得る」との意識をもち、教員が役割と責任を自覚し、学校全体で組織的に早期発見・早期対応に努める。

〇令和7年度の重点項目

- ・自他ともに尊重する態度の育成（違い・多様性を認める、受容と寛容）
- ・自己肯定感の育成と向上
- ・いじめを許さない風土の醸成

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 目指す学校像：「自分の居場所」「仲間との絆」を感じる学校
目指す児童像：自他を価値ある存在として尊重できる、豊かな心・豊かな人間性をもった児童
- 〇受容する、違いや多様性を認め、尊重する心の育成すること
 - 〇自己肯定感・自己有用感を育成すること
 - 〇重大ないじめに発展させない（早期発見・対応・解消）こと
 - 〇いじめを許さない風土の醸成すること

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 14時25分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

いじめ対策委員会を核として組織的に対応する

- ①いじめの把握と認知➡いじめ対策委員会で共有し対応方針を決定
- ②児童・保護者から事実の有無を確認
➡被害・加害児童への対応（指導・ケア）保護者への報告と連携
- ③児童の見守りや指導の継続（児童の聞き取りと保護者への連絡）
- ④いじめ対策委員会での「いじめ解消」に向けた判断をする

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月2日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
～4月8日「重大事態の理解と対応」「いじめへの組織的な対応」
- 〇各学期、毎月の取組
・子ども見守りシート、生活アンケートの活用
 - 〇弁護士によるいじめ防止研修の実施（夏季休業日から2学期始）
 - 〇いじめ事例集等の活用研修（年度当初や学期始のいじめ対応の時間）

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ◎特別の教科道徳では、自分なりの考えや解決方法を導き出せる授業を通して、自他を大切にできる受容と寛容、生命の尊さ、気持ちのいいあいさつ、言葉遣い、動作、礼儀を心掛け、互いを思いやり、助け合いながら明るく学校生活を送ろうとする心情を育む。
- ◎6月、11月、2月のふれあい月間の月には「生命の尊さ」を共通項目とした授業を1回ずつ、年3回実施する。

SOSの出し方に関する授業

- ◎関係機関と連携して、児童が自分自身の安全を自分で守ろうとする態度を育成する。
- 〇セーフティ教室（全学年）
- 〇弁護士によるいじめ防止授業（5年生）
- 〇薬物乱用防止教室（6年）
- ※年度当初に担任から「生活していて、何かの出来事が起こり、嫌な気持ちを持つことは普通のこと、そんな時に誰かに助けを求めることは、少しも恥ずかしいことではない」ことを児童に伝える。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ◎八王子市いのちの大切さを共に考える日
6月2日（月）「いのちの日」に設定
- ・全校朝会での校長講話
- ・「生命の尊さ」を共通項目とした道徳授業を6月6日（金）までに実施
- ※いじめ防止に関する授業年3回のうち1回

児童の自己肯定感を高める取組

- ◎コミュニケーション能力の育成と向上（聞く、話す、伝える、選ぶ、決める力をつける）
- ◎社会人となる基礎を育成する（挨拶・言葉遣い・礼儀・規範意識・自主自律）
- ◎一人一人の良さと思いやる気持ちを育み、より良い人間関係を築くことができる社会性を養う。
・たてわり班活動・ゆずっこフェスティバル・いいところ応援計画・上柚木進化プロジェクト（はちおうじっ子サミット）
・運動会等の学校行事や特別活動とキャリア教育の関連（キャリアパスポートの効果的な活用と実践の積み重ね）

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。